

新型コロナウイルス対策支援

Q3. 売上が下がっているけど、融資を受けることはできるの？

作成日：2020/5/20



新型コロナウイルス感染拡大に伴い、**売上が減少した事業者様向けの制度**が新設されました。

「信用保証制度」と「政府系融資制度」があり、**併用ができます**。
まずは**取引のある金融機関**や**日本政策金融公庫**などの近くの政府系金融機関に相談しましょう。

1. 信用保証制度

信用保証協会が公的な保証人になってくれるため、民間金融機関からの借りがしやすくなる制度。

→ **セーフティネット4号・5号**（最大2.8億円）、**危機関連保証**（最大2.8億円）他

2. 政府系金融制度（利子補給制度あり）

政府金融機関（政策金融公庫等）の融資制度。

→ **新型コロナウイルス感染症特別貸付制度**（最大3億円）他

併用が
可能!

1. 信用保証制度（個人事業主、法人向け）

信用保証制度は、銀行や信用金庫などの、各金融機関が窓口となります。
売上が前年の同時期より5%以上減少かつ指定業種※であれば、特別な信用保証制度の対象となります。

※建設業の多くが対象となりますが、業種によっては対象にならない場合がございます。

まずは、お取引のある「金融機関」へ相談しましょう。



制度について補足
資料で紹介するよ！

2. 政府系金融制度（個人事業主、法人向け）

全国の「日本政策金融公庫」の各支店が窓口となります。

売上が前年または前々年の同時期より5%以上減少であれば、特別融資制度の対象となります。また、実質的に無利子となる特別利子補給制度が活用できる可能性があります。（詳細は次ページ）

まずは、お近くの支店へお問い合わせしてみましょう！



銀行・信用金庫とは
別枠で申し込み
できるよ！

2(補足). 特別利子補給事業 (詳細は順次公表)

特別利子補給事業は、日本政策金融公庫などが行う「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等による借入金の金利を、実質的に無利子化する制度です。事業規模・売上高の条件を満たす場合に利用できます。

申込方法等は「中小企業基盤整備機構」ホームページにて公表されます。

○無利子化の仕組み





「融資」について、よくわからないという方も
まずは、各窓口にお問い合わせしてみましょう。

信用保証制度は…

お取引のある「金融機関（銀行や信用金庫）」へ相談。

政府系金融制度は…

「日本政策金融公庫」のお近くの支店へ相談。

各種お問い合わせ先



融資

● 信用保証制度

お取引のある金融機関（銀行や信用金庫）へご相談ください。

● 政府系融資制度

こちらのURLからお近くの日本政策金融公庫の支店へお問い合わせください。

<https://www.jfc.go.jp/n/branch/>

● 特別利子補給制度

こちらのURLより最新の情報をご確認ください。

<https://www.smrj.go.jp/index.html>

その他新型コロナウイルス対策 支援に関する最新情報について



特設サイト、助太刀アプリ内、公式SNS（Twitter、facebook）
にて**随時最新情報を配信いたします。**

特設サイト

建設業界で働く皆さまへ
新型コロナウイルス
対策支援特設ページ

助太刀コロナウイルス対策支援特設サイト

<https://suke-dachi.jp/coronavirus/>

助太刀公式Twitter



助太刀【公式】@sukedachi__

https://twitter.com/sukedachi__

助太刀公式Facebook



助太刀@sukedachi.inc

<https://www.facebook.com/sukedachi.inc/>

補足資料



1：信用保証制度（個人事業主、法人向け）

制度① セーフティネット4号

- 売上が前年の同時期より**20%以上減少**なら対象
- 業種制限なし
- 上限**2.8億円**
- 借入債務の**100%**を信用保証協会が保証
- 要件を満たせば**保証料・金利ゼロ**の対象

1：信用保証制度（個人事業主、法人向け）

制度② セーフティネット5号

- 売上が前年の同時期より**5%以上減少**かつ指定業種※なら対象
※建設業の多くが対象となりますが、業種によっては対象にならない場合がございます。
- 上限**2.8億円**
- 借入債務の**80%**を信用保証協会が保証
- 要件を満たせば**保証料・金利ゼロ**の対象

中小企業庁ホームページ（https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm）より、当社作成

1：信用保証制度（個人事業主、法人向け）

制度③ 危機関連保証

- 売上が前年の同時期より**15%以上減少**なら対象
- 上限**2.8億円**
- 借入債務の**100%**を信用保証協会が保証
- 要件を満たせば**保証料・金利ゼロ**の対象
- セーフティネット4号・5号との併用可能

2：政府系金融制度（個人事業主、法人向け）

制度 新型コロナウイルス感染症特別貸付

- 売上が前年または前々年の同時期より**5%減少**なら対象
- 上限**3億円**（国民生活事業※は上限6,000万円）
※個人事業主や小規模企業。
- 借入後3年間は、1億円（国民生活事業※は3,000万円）まで
実質無利子（次ページに詳細） ・ **無担保**の対象
※個人事業主や小規模企業。
- 5年間据置（利子のみ返済）が可能

日本政策金融公庫ホームページ（https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/covid_19_m.html）より、当社作成

2：新型コロナウイルス感染症特別貸付に付随する制度

新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度

- 事業規模、売上高の要件

個人事業主 : 要件なし

小規模事業者（法人事業者） : 売上高が15%以上減少

中小企業者 : 売上高が売上高が20%以上減少

- 補給対象上限は、日本政策金融公庫の中小事業は1億円、国民生活事業は3,000万円

- 補給期間は借入後当初3年間

（独）中小企業基盤整備機構「新型コロナウイルス感染症特別利子補給事業のご案内」より、当社作成